

第十三回 参議院郵政委員会會議録第七号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 岩崎正三郎君
理事 中川 幸平君
柏木 庫治君

委員

石坂 豊一君
城 義臣君
和田 博雄君
駒井 藤平君

國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君
電氣通信大臣 白根 玉喜君

政府委員

郵政省簡易保険局長 勝矢 和三君
事務局長 勝矢 和三君

本日、の會議に付した事件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○適合委員会開会の件

○委員(岩崎正三郎君) それでは會議を開きます。

先ず公報に所載のごとく簡易生命保険法の一部を改正する法律案について御審議を願います。すでに予備審査において、又この前の会合におきましていろいろ御審議を願いましたが、更に御質問なり、又政府のほうで附け加えたいことがあつたらば御説明を願いたいと思ひます。特別に御質問ございせんか。

○和田博雄君 ちよつと私質問したいが、技術的なことだが、八万円にしたのは何か根拠があるのかね、八万円はどういう理由で八万円に……

○國務大臣(佐藤榮作君) いろいろ金額を幾らにするかということが一番議論になるところで、物価指数その他から見ると八万円は低いということだと思ひます。ところがその政府資金と民間資金の経済界で使われている分野等を考へてみると、民間資金がでるだけ吸収が容易であることがこの際は望ましいのじやないか。将来の問題は別といたしまして、現在の金融情勢等から見ると、或る程度民間の資金の吸収状況を勘案する必要があるだろう。そこで民間保険業者の無審査保険の平均がどのくらいになつておるかということを検討してみると七万二千円くらいになつております。これには余り圧迫を加えない方法で考えようというので、七万又は八万というようなところで、一つきめたんです。民間保険のことを考へるだけなら或いは現状のままにしたかどうかという議論もあるかと思うのだが、簡易保険の事業の内容を見ると或る程度の限度引上げは当然事業運営上も必要が痛感されておるので、この際取りあへずなし得るものとして先ず八万円にした、勿論この限度自身は、そのときの経済情勢に即応し、同時に簡易生命保険の目的その使命というものと併して考へなければならぬので、我々としてはこの際は一応八万円とするが、将来又経済界の事情等も勘

案して適當に引上げること考へるべきだとかように考へておるわけです。○和田博雄君 それからもう一つ聞いておきたいのですが、この間の本會議でこの資金の運用についての所管督の決議がありましたが、大臣はこれが郵政省に帰つて来た場合にどういう方向に主として資金の運用をやるのか、大體の構想があれば一つそれをお聞かせください。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように簡易生命保険の積立金並びに郵便年金の積立金というものは事業経営者、組合加入者の利益のためにこれを運用して行くというのが本来だと思ふのです。その意味から見るとこれが財政資金に使われるとかいうことは一つは、恐らく和田さん御承知だと思ひますが、そういうような観点に立つものは大蔵省の金融財政資金とは全然別個に運用されて行く、さあどこまでも信用が確実であり、而も利潤を上げるという方向で運用されておつたわけですが、太平洋戦争というか、前戦争の際に財政上相當の困難さもあったやうで、郵政省のこの運用権を大蔵省へ取上げたわけなんです。その際は大體在来から通信省でやつておつた仕事の建前はそのまま残し、大部分が大蔵省で一元的に運用されるという形になつたわけなんです。まあ資金的に見て大體四割程度が郵政省に残つておつたかと思ひます。そのまゝ終戦後も引續いてやつ

ておつたわけですが、総司令部からインフレ対策が主であつたと思うが、資金運用を二途にすることはよくないから、この際一途にしるということと資金の運用を大蔵省に一元化したので、大蔵省の計画がそのまゝ一元的に遂行されておる。現在なおそれに引續きまして、殊に昨年資金運用部資金運用法を制定するに當つてもこの点がマーカー・レターの結果によつて運営されるということになつておるわけなんです。そこでだんだん、経済情勢が正常に復して来るならば、そういう際に本来の運用方法に復元するのが當然だと思ふ。そこで国会等の御決議等もあれで丁度三回になるのです。今度、郵政省としては多年の願案でありますし、そこで今回同院の決議が三回も重ねられたのですから、政府としては是非ともその趣旨に副つた処置をとるつもりで、そこで郵政省としては法案を用意して、すでに閣議の審議を只今附けておるわけです。併し現在受けるところのものは、非常に財政金融状態が正常だとは言いかねますから、そこで前戦時中になつていた程度のものに先ずしようとして、その辺を狙つて法案を考へておるわけです。その方法によれば、やはり資金運用計画はどこまでも大蔵省と言ひか、政府が一元的にこれを立てて行く。その範囲内において、簡易生命保険並びに郵便年金の積立金の範囲において實際の業務を郵政省が持つて行く。従つてこの運用する部面も、組合員に対する貸付はこれ

はもう當然のことですから、従前通りやりますが、地方起債の公共団体に対する起債をやはり引受けて行く。で、御承知のように今年には六百五十億の枠があるわけですから、その六百五十億の起債の枠の中でこの積立金として一応考へられるものが二百五十億くらいになります。その範囲を郵政省で業務を担当して行く。従つて實際の処理としては、在来地方自治庁と言ひますか、財政委員会が地財委と大蔵省との間で話し合ひを進めて起債の業務をかつて行くもの、今後は郵政省が加わつて行く、こういうことになるわけです。

先ずその範囲でやつて、國の計画を亂さないというか、現在一元的に運用しているところの予算はあるわけなんですし、一応その線は立てて行きたい。併しながら将来本来の資金としては財政資金にうんと使われることはいろ／＼議論の存するところだと思ふので、本筋に私は返えしたい、かように考へております。

○和田博雄君 これは今のお話だと結局社会保険の金ですが、昔はかなり地方關係についてはやかましく言つたですね。

○國務大臣(佐藤榮作君) さうでございます。

○和田博雄君 今のお話だと地方還元原則は依然としてやはり捨てはせず持つて行くのだが、それは地方起債の形で表現されるということですね。

○國務大臣(佐藤榮作君) さうでございます。

○和田博雄君 とうするとういうううな金はほかの産業の方面の長期資金ですが、これは自作農に金を貸していったとか、そういうふうな一つの長期的な産業資金に振向けたりすること、これは一般の資金計画をやるほうに任じてしまつて、郵政省としては特別に介入はしない、こういうふうに一応理解してよろしいのですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ところが今地方公共団体への貸付ですが、地方公共団体というもののの中には今言われるようなものもあるわけですが、併しなから実際の運用としては一応の途は開かれるけれども、今直ちにその方面に廻るのにはよつとむづかしい。

○和田博雄君 それからもう一つお聞きしたいのですが、これは八万円になつて契約高がどの程度に殖える見込みののですか。

○政府委員(白根玉吉君) 実は八万円程度でやりますと、先年度は二百七十億の予算があつて本年度は三百七十億の予算の枠を立てております。その程度までは是非やりたい、かように考えております。

○委員(岩崎正三郎君) 他にお質疑がなければ質疑はこれで打ち切りまして……。

○和田博雄君 質疑打ちの前に一言大臣にお伺いしたいのは、今の主管の問題ですが、法律はこの国会に出ますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) この国会に出すつもりで只今準備をしております。殊に衆参両院共三回も決議をなさつたのですから、政府としても急速にこれを法律化する義務があると思ひます。

○委員(岩崎正三郎君) 他にお質疑はございせんか……。質疑がもうないようでございますから、それではこれより討論に移りたいと思ひます。討論のおありの方は賛否を明らかにして述べて頂きたいと思ひます。なほ修正意見がございしたら討論中にお述べを願ひます。

○城島臣君 この簡易生命保険法の一部を改正する法律案に對しましては、本院として慎重に審議して参りました。その間相当時日も経過いたしましたので、施行期日の点について修正の動議を提出したいと思ひます。即ち簡易生命保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則第一項中、昭和二十七年五月一日を、昭和二十七年六月一日に、昭和二十七年六月一日を昭和二十七年七月一日に改める。理由はもう申上げるまでもないのであります。この法律案の附則第一項の施行期日を、衆議院におきましては五月一日及び六月一日と修正いたしましたのであります。すでに五月一日は経過いたしておりますので、これを六月一日及び七月一日に修正する必要があります、こういうのであります。以上修正文並びにその理由を申し上げます。

なおこの際一言申し上げたいのは、今の八万円の金額の問題であります。これはもう審議の過程において我が党におきましては八万円が決して妥協だとは考へない。即ち衆議院に對しては当委員会としては最低十万円以上といううすでに委員長を通じて申入れをやつておるという経過等から考へまして、いゝゆる諸般の情勢で一応我々はこの

八万円という政府原案に賛成いたしておりますが、大臣からもしばしば御言明になりましたように、近い将来に適當な引上げを期待いたしまして賛成しておる次第であります。従つて政府におかれましては速かにそういう措置を講じて頂きますように要望いたしまして、合せて賛成するものであります。

○柏木康治君 原案及び只今の修正案に賛成をいたします。その理由は被保険者のほうから申しますと、實際十万円から二十万円が非常に希望でありまして、社会保障から考へれば、私は十万円から二十万円の間に持つて行くべきだと考へるのであります。又経済面から考へて見、保険金全体から考へて見ますと、五万円から十五万円くらい持つて行くのが、その幅であると思ひます。原案である八万円に賛成を止むを得ないものであります。だがこれは社会保障の意味において、近い将来に十万円から十二万円くらいに改めるような時期が必ず来る。けれども今のところ原案で進むことが妥協であると思ひますので、原案に賛成いたします。

○委員(岩崎正三郎君) はかに御意見ございせんか。

○駒井勝平君 本案に對しては柏木委員から述べたおつしやられましたが、通りに、この社会情勢から言つても、十万円乃至十五万円にするというのは妥協である。柏木委員のおつしやつた通り、近い将来においてこれはどうして十万円乃至十五万円に是正するといふうに願ひたい。決して十万、十五万円にしても、民間保険を圧迫するといふうなことはむしろこれはないと私

は確信する。併し柏木さんのおつしやつたように、諸般の情勢から見て今回は原案に賛成する。私もその意味で原案に賛成するので、必ずしもこの原案が妥協と考へない。諸般の情勢から見ると、柏木委員のおつしやつたことに同調するわけでありまして、原案に賛成し、修正案に賛成するものであります。

なおこの場合一言附言いたして置きたいのですが、五月八日に当院から簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用の復元促進に関する決議案、これは先に第十国会における本院の決議として簡易保険、郵便年金の積立金の運用を復元するよう政府の善処方を要望したにもかかわらず、未だその実現を見ていないことは誠に遺憾である。政府は直ちに運用復元に関する所要の措置を講ずべきである、こういう決議案を提出したところ、満場一致で通過したのであります。かかるが故に郵政大臣佐藤君は登壇して、それについて善処するということでありましたが、私どもは郵政大臣の善処はこれはもう当然な話であるが、大蔵大臣にこの言明を得たかつたのであります。遺憾ながら所用のために出席されなかつたのであります。これは必ず委員長から更に大蔵大臣、各関係方面に申達されまして、速かに促進されんことを要望するのであります。これは言うまでもなく、地方資金の還元、これは昔から一番いい方法で地方に還元しておつたものを、それを大蔵省に取上げられたといふのは甚だ遺憾でありまして、これは万民周知の事実であります。でありますからこの決議案の通りに速かに還元して、地方財源の資金に投じて頂

きたい、これを私は要望をこの際いたして置くのであります。郵政大臣からこれを成るべく早く実現するように御努力を願ひます。

○和田博雄君 僕も修正案と原案に賛成です。これは前のかたが二人とも言われましたように、引上げの額についてはこれは私はいろいろ議論があるうかと思ひますが、殊にこういういわゆる国民経済の資金が、民間資金の蓄積と、それからこういういわば国家形態の下に国家資金の蓄積、それが一つ、それからその運用のされ方、そういうつたようなものは、これは非常にいはば政府が政策を行う場合においても、たとえ自由党の政府でもこれは重要な問題だと私は思ひます。その意味で零細な大衆のこの資金が国家的な形態の下に蓄積されて、それが本當の意味での社会政策的な方面に使われ、経済の基礎を養ふ方面に使われて行く、それに対して国家が責任を持つて全体の資金運営との関連においてやつて行くといふことは、これは非常に重要なことだと思ひます。従つて八万円といふのはもう少しこの点が十五万円であるといふうになれば、その意味ではなおいいだろうと思ひますが、今大臣の説明では、今のところは止むを得ない、將來必ずしもつと殖やすといふことでありますので、私もそういう観点に立つて原案に賛成します。

○委員(岩崎正三郎君) それでははかに御發言がないようでありますので、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員(岩崎正三郎君) それではこれより採決に入ります。簡易生命保険

第九六三号 昭和二十七年四月十七日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(五通)

陳情者 静岡県浜名郡赤松村長 青嶋弘外五名

この陳情の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九六六号 昭和二十七年四月十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情

陳情者 京都府久世郡滝町長 兒島與四郎

この陳情の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九七一号 昭和二十七年四月十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(三通)

陳情者 静岡県志太郡藤枝町長 井口政右衛門外二名

この陳情の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九二三号 昭和二十七年四月十四日受理

簡易生命保険最高制限額引上げに関する陳情

陳情者 宮城県仙台郵政局管内田名部郵便局内 斎藤勝男

最近の経済事情下においては、簡易生命保険の最高制限額を大幅に引き上げない限り、加入者の保険的保護と事業経営の健全化は困難であるから、現在の最高制限額五万円を十万円以上に引き上げられたいとの陳情。

五月二日本委員会に左の事件を付託された

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する請願(第一八五四号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一八八一号)(第一九二二号)(第一九八七号)(第一九七七号)(第一九七二号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(第九七三三号)(第九九二二号)(第一〇〇九号)(第一〇一八号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(第九七四四号)(第九九三三号)(第一〇〇八号)(第一〇一九号)

一、簡易生命保険金の最高制限額引上げ反対に関する陳情(第一〇〇〇号)

第一八五四号 昭和二十七年四月二十一日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する請願

請願者 岡山県玉島市長 堀口功

紹介議員 加藤 武徳君

簡易生命保険および郵便年金積立金の運用については、現行通り、資金運用部により運用せられたいとの請願。

第一八八一号 昭和二十七年四月二十一日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡妻里村 妻里郵便局内 和栗正尹外十四名

紹介議員 北村 一男君

簡易生命保険および郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採択、決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの請願。

第一九二三号 昭和二十七年四月二十二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡小黒村 長 教井正夫

紹介議員 北村 一男君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第一九五七号 昭和二十七年四月二十三日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 千葉県千葉郡幕張町馬加七六三 藤本正外二千五百一名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第一九七七号 昭和二十七年四月二十四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県小県郡中塩村長 田中哲太郎

紹介議員 池田宇右衛門君

じである。

第一九二二号 昭和二十七年四月二十四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町 田村光江

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第九七三三号 昭和二十七年四月十九日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

陳情者 滋賀県蒲生郡馬淵村議会 議長 水谷久成

簡易生命保険、郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採択決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの陳情。

第九九二二号 昭和二十七年四月二十二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(一通)

陳情者 兵庫県出石郡小坂村長 太田四郎外六百七十八名

地方公共団体の財政難を緩和し、かつ加入者の福祉増進を図るため、すみやかに簡易生命保険および郵便年金積立金の運用を郵政省に還元せられたいとの陳情。

第一〇〇九号 昭和二十七年四月二十二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(十四通)

陳情者 神奈川県藤沢市藤沢郵便局内 滝沢島外十三名

この陳情の趣旨は、第九七三三号と同じである。

十三日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(七通)

陳情者 東京都立川市曙町二ノ一 一立川郵便局内 小倉利市外六名

この陳情の趣旨は、第九七三三号と同じである。

第九七四号 昭和二十七年四月十九日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(三通)

陳情者 静岡県浜名郡中瀬村長 河合多三外十三名

簡易生命保険および郵便年金積立金の運用については、現行通り、資金運用部により運用せられたいとの陳情。

第九九三三号 昭和二十七年四月二十二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(二十五通)

陳情者 愛知県海部郡瀬江町長 山田平左衛門外九十四名

この陳情の趣旨は、第九七四号と同じである。

第一〇〇八号 昭和二十七年四月二十三日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(二十一通)

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(二十一通)

陳情者 鳥取県東伯郡浅津村長

浅井益三外三十三名

この陳情の趣旨は、第九七四号と同じである。

第一〇一九号 昭和二十七年四月二十四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再闘反対に関する陳情(四十六通)

陳情者 栃木県上野原郡日光町長

伊藤敏次郎外七十七名

この陳情の趣旨は、第九七四号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和二十七年四月二十二日受理

簡易生命保険金の最高制限額引上げ反対に関する陳情

陳情者 大分市昭和通り大分生命

保険協会内 織田茂徳外

十二名

再建日本の産業振興のため民営保険による蓄積資本があらゆる重要産業の動脈ともいふべき長期資金として欠くことのできない役割を果たしつつあり、今後一層緊要の度を加えてゆく現状において、これを阻害圧迫する簡易保険の最高金額引き上げに反対であるとの陳情。

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所